

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、
第23条第5項の情報について

創和建设株式会社 届出受理番号：派05-300083
住 所：秋田県横手市駅前町13-8

事業年度：令和7年6月 1日から
令和8年5月31日まで

1. 派遣労働者の数

令和8年6月1日付け派遣労働者数	1人
------------------	----

2. 派遣先の数

令和7年度派遣先事業所数	2件
--------------	----

3. 派遣料金、派遣労働者の賃金の平均額、マージン率

派遣料金平均額 1日（8時間あたり）の額 （A）	派遣労働者の賃金平均額 1日（8時間あたり）の額 （B）	マージン率 $(A - B) / A$
36,775円	22,815円	38.0%

※ 平均額については、加重平均とすること
マージンに含まれる費用

社会保険料などの 事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、企業年金基金、介護保険、 雇用保険、労災保険、労災上乗せ保険など
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金 （派遣先からは徴収できません）
会社運営に係る経費	健康診断費用、募集費用、営業費用、就業管理費用 教育訓練費用、事務管理費用等々
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益

4. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している ・ 労使協定を締結していない

○当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：建築技術者、土木技術者

○当該協定の有効期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（全て、有給で実施）

○キャリア・コンサルティングの相談窓口：総務部総務課 0182-32-2680

○キャリアアップに資する教育訓練

訓練の種類	内 容	方 法
入職時等基礎的訓練	新規採用者教育	OFF-JT
職能別訓練	資格取得関連訓練、積算関連教育	OFF-JT
職種転換訓練		
階層別訓練	新人研修（長期）、中級研修（長期） 情報化施工関連教育、新技術・新工法関連教育	OFF-JT

6. その他参考と認められる事項等

- ・ 定期健康診断
- ・ 永年（25年）勤続表彰制度